

淀川水系流域委員会 第22回委員会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川上委員 塚本委員 西野委員 吉田委員

日 時：平成 15 年 6 月 20 日 (金) 15:00 ~ 18:00

場 所：大阪府立体育会館 第 2 競技場

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

それでは、時刻が少し遅れて申し訳ありませんが、これより淀川水系流域委員会第 22 回委員会を開催いたします。

司会進行は、庶務を担当する三菱総合研究所の方で務めさせていただきます。私、関西研究センターの柴崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

審議に入る前に幾つか確認とお願いをさせていただきます。まず配付資料を確認させていただきます。「発言にあたってのお願い」、黄色い紙で入っております。「議事次第」。資料 1 - 1「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」。資料 1 - 2「テーマ別部会の状況報告(開催状況、主な意見等)」、こちらはテーマ別部会での意見のやりとりの結果や、とりまとめの状況をまとめたものです。資料 2「今後の進め方について」。

資料 3 - 1「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第 2 稿): 河川管理者からの提供資料」です。それと、資料 3 - 2 ですが、ちょっと事情によりましてありません。資料 3 - 1 の次は資料 3 - 3 になりますので、資料 3 - 2 はありません。資料 3 - 3「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第 2 稿)用語集: 河川管理者からの提供資料」です。資料 3 - 4「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第 1 稿)に対する一般の方からの意見への回答集: 河川管理者からの提供資料」。資料 4 は「6 月～9 月の委員会、部会、運営会議の日程について」。

参考資料 1「委員および一般からのご意見」、参考資料 2「ダムに関する説明(第 20、21 回委員会)についての委員からの意見」。以上が資料です。

申し訳ありません。資料 3 - 3 ですが、ちょっとコピーの都合がありまして、一般の方にはまだお配りしておりません。委員の方のみとなっております。休憩時に、今、閲覧できるように受付には置いております。会議終了後までに、おとり頂けますように受付に置いておきますので、受付の方でご覧になって頂きたくよろしくお願いいたします。資料 3 - 3 は今のところ一般の方には配付しておりません。

あと、委員席及び河川管理者席には、審議の参考として机上資料を置いております。1 人 1 冊置いているものとして、具体的な整備内容シート、濃い水色のファイルに入っているものです。1 テーブルに 1 冊置いてあるものとしましては提言冊子と提言別冊(住民参加に関する提言)、河川管理者からの説明資料関係ファイル。説明資料(第 1 稿)及び具体的な内容シートについての委員からのご意見を集めたものです。

あと、過去の委員会で行われた現状説明資料。あと、Q&A 集とありまして、こちらは過去の委員会で出された、第 1 稿に対する質問と回答をもとに庶務で作成したものです。第 1 稿、第 2 稿理解の際のお役に立てればと思います。委員の皆さまには先日お送りしているものですが、ご参考のため、1 テーブルに 1 つ置いております。

あと、頂いた意見と淀川水系流域委員会の議論と考え方の冊子を置いております。こちらは先日でき上がったばかりのもので、黄色い冊子となっております。こちらは、提言作成までに一般から頂いたご意見に対して、委員会での議論と考え方をまとめたものです。先日でき上がったばかりなので、委員の皆さまには後日発送する予定となっておりますので、今は各テーブルに 1 つ置いているものをご覧頂ければと思います。一般の方は、受付

に置いておりますので、そちらをご覧ください。

次に、5月16日の委員会以降、一般の方々から流域委員会に寄せられたご意見についてご報告いたします。参考資料1をご覧ください。

参考資料1ですが、こちらは一般からの流域委員会へのご意見、前回委員会から今回までに10件のご意見を頂いております。それぞれ、宇治川流域の治水、環境回復等の問題について。あと、一般傍聴者へのカラー資料の配付について。河川管理者のダムの説明に対する意見及び質問。河川敷グラウンドの使用について。住民意見の聴取について。淀川流域エコミュージアム構想について。河川敷公園グラウンドについて。外来種対策について。あと、5月16日委員会での丹生ダムの説明についての意見、これは2件寄せられております。このようなご意見が寄せられております。

また、参考資料2は、ダムに関する説明について、委員から寄せられた意見をまとめております。こちらは、7名の委員からのご意見を掲載しております。審議のご参考にご覧下さい。

次に、発言にあたってのお願いですが、本日は一般傍聴の方々にも発言の時間を設けさせて頂く予定です。その際には、黄色い紙の「発言にあたってのお願い」をご一読頂ければと思います。なお、委員の方々の審議中は、一般傍聴の方々の発言はご遠慮頂きたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いたします。

なお、会議終了後、議事録を作成いたしますので、委員の方、河川管理者の方々におかれましても、恐れ入りますが、ご発言の際には必ずマイクを通して、お名前をちょうだいした上で発言下さいますようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの場合は、審議の妨げとなりますので、電源をお切り頂きますか、マナーモードに設定頂きますよう、よろしくお願いたします。

本日は18時に終了させて頂きたいと存じます。ご協力のほどよろしくお願いたします。それでは審議に移りたいと思っております。芦田委員長、よろしくお願いたします。

芦田委員長

只今から審議を始めたいと思っております。

第22回委員会に多数ご出席頂きまして、ありがとうございます。会場がふだんと変わったところですが、よろしくお願いたします。

審議を始める前に、2、3ご了承をお願いしたいことがあります。まず、委員の所属ですが、3月27日に新しく委員に就任されました田村委員です。住民参加部会にも所属されておりますが、淀川部会の所属も希望されておりますので認めたいと思うのですが、ご了承頂けますでしょうか。

ありがとうございました。

それから、今日は、主な議事は河川管理者から第2稿の説明資料の説明を受けるということになっております。予定は60分くらいを予定しておりますが、その後30分くらい休憩をとりまして、委員間同士で少し質問についての意見交換をしたいと思っております。休憩をとりまして、その間を利用して意見交換をしたいと思っております。よろしくお願いしま

す。

それでは、この議事次第に従いまして進めたいと思いますが、まず前回の委員会以降の状況報告について、資料1-1及び資料1-2ですが、庶務の方から説明をお願いします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料1-1、1-2の説明]

芦田委員長

只今説明がありましたように、地域別部会及びテーマ別部会におきまして、第1稿に関して非常に活発な検討を重ねてきております。その概要について説明があったわけですが、何か補足がありましたらお願いします。

補足することがなければ、時間の関係で先へ進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、先へ進ませて頂きます。

2番目の課題は、今後の進め方についてです。これに関しましては、前回運営会議で議論いたしまして、その結果、既に各テーマ別部会、地域別部会におきましても、それを前提にして活動、検討会等を進めて頂いておりますが、資料2です。

まず、庶務の方から説明をお願いします。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

[省略：資料2の説明]

芦田委員長

只今説明いたしました件ですが、これは前回の運営会議で決めた結論ですけれども、一応10月末の委員会に意見書を取りまとめるということを目標にして設定しておりまして、皆さまに大変なご苦勞を強いるということで非常に恐縮には思っているわけですが、お願いしたいということです。

テーマ別部会、それから地域別部会、委員会、総力を結集して、10月末の意見書のとりまとめに向かってやっていきたいと考えております。河川管理者におきましてもずっと大変なご努力をされていると思いますが、本日、今までの意見を受けて、修正すべき点は修正するという形で第2稿を出しておられますが、その後の第3稿、第4稿と、逐次充実したものを出していかれると思います。河川管理者の方も大変努力されていると思います。委員の方も努力しているということで、10月末に向けてのスケジュールをお認め願いたいと思いますが、何かご意見はありますでしょうか。

寺川委員

資料2の「今後の進め方について」の2ページの「実施」と「検討」「見直し」という説明がありまして、この「検討」「見直し」の欄の左の文言についてです。「『検討』、『見直し』と記述した施策は、今後検討・見直しを行い、実施段階になった時点で、流域委員会や関

係住民、関係地方自治体等の意見を伺ったうえ、決定する施策である。」となっているのですが、実施段階になる時点ということは、もう既に事業をやっていくことになりしますので、むしろ実施に至る「検討」「見直し」で、流域委員会、或いはその関係住民、地方自治体等の意見を伺うということになるのではないかと思います、いかがでしょうか。

芦田委員長

そうですね。これは紛らわしい書き方だと思います。実施するかどうかを決めるという段階で、見直し、或いはもっと修正を、調査を継続するということもありますし、実施しない、中止するということもあります。そういうことを言っていると思います。

見直しを行った結果について、実施段階になった時点というよりは、見直しを行った時点で流域委員会や関係住民、関係地方自治体等の意見を伺った上で決定する、そういうことでよろしいですか。

寺川委員

結構です。

芦田委員長

右側の欄にも、「なお、『検討』『見直し』とされている事業については、左記記述の通り、今後実施段階となった時点で再度その妥当性が検討される機会がある。」とありますが、これも同じことです。

吉田委員

「検討」「見直し」と並べて書いてあるのですが、検討と見直しというのは、ちょっとニュアンスが違うのではないかと思います。

検討というのは、詳細検討ということかも知れませんが、見直しというのは、場合によっては見直しを行った結果、中止するというところもあるのだと思います。この書き方ですと、「検討」「見直し」を行い、実施段階になった時点で、或いは今のお話ですと実施段階になる前にということかと思いますが、「検討」「見直し」の後は決定につながるように読めてしまうのです。場合によっては、見直しの結果、中止するものもあるように読める書き方がよいのではないかと思います。

芦田委員長

検討後、中止する場合があります。検討した結果、実施しないという結論もあると思います。見直しというのは、既に計画が決まっているものについて見直すということです。ですから、検討というのは、どうしてよいかわからないというものについての検討ということですから、これでよいのではないのでしょうか。

田中真澄委員

今質問がありましたけども、実施段階というのは、今おっしゃったように、中止という実施段階という意味ですか。

芦田委員長

はい、そういうことです。

田中真澄委員

そういうことで把握しておいたらよいわけですね。中止も実施段階、或いはつくるということも入るということですね。

芦田委員長

するかしないかということですね。

田中真澄委員

両方の意味があるということで、その時の意味をここでうたってあるということですか。

芦田委員長

ええ。

田中真澄委員

それで、確認しておいたらよいわけですね。

芦田委員長

そういうことです。そういうふう書き直します。

吉田委員

そういうことであれば、ここについては「関係住民、関係地方自治体等の意見を伺ったうえ」実施の可否も含め決定する施策であるとか、明確に書いた方がよいのではないのでしょうか。

芦田委員長

そうですね。わかりました。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

説明なのですが、資料2の2ページ目に書いてありますところは、説明資料に書いてある記述をそのまま書いております。説明資料をご確認頂ければと思います。

芦田委員長

今のご発言を参考にさせて頂きまして、そういうことを検討したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、次に入りたいと思います。国土交通省の方から、説明資料(第2稿)についての説明をお願いしたいと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

それでは、今日提出しております「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第2稿)」についてご説明させて頂きます。お手元の資料3-1が説明資料(第2稿)です。

最初に説明資料(第2稿)の見方をご説明いたします。例えば16ページ、17ページの辺りを開いて頂きますと、一番左側の欄に「第1稿」、これは説明資料第1稿でお示したものです。真ん中の欄に「第2稿(案)」、今日提出しているものがこれです。第2稿の方にはアンダーラインを引いている箇所があります。基本的にここが第1稿と変わっているところです。変わっているところには、内容が追加されているものとか、言っていることは変わってないのだけど丁寧に書いているところ、章立てとかを変えているので変わっているとなっていてとかいろいろ段階はありますが、そういったものがあるということで見てください。

最初に、第2稿の目次構成からお話ししたいと思います。

今回変わっております点が、1つは「維持管理」という項目を設けました。それと、「利用」の中に「漁業」という項目を設けました。その「漁業」という項目はまさに新しく書き足しているところです。

ただ、「維持管理」という項目は、今までは「治水・防災」の中で「洪水」「高潮」「地震・津波」の後に「維持管理等」という形であったわけですが、川全体の維持管理ということ、また維持管理の重要性を踏まえて、章として独立させているということです。

それと、目次構成は変わってはいないのですが、今回「1.流域の概要」というのを、先般の第1稿では空欄になっていたところを書かせて頂いています。淀川流域を、琵琶湖及びその周辺、瀬田川・宇治川、木津川、桂川、3川合流より下流、猪名川・神崎川と6つのグループに分けて、流域の概要を新規に、項目としては変わっていませんけど文章としては新規に書かせて頂いています。

4章においては、「4.5利用」の中に「4.5.4漁業」が入っているということです。どのように書いたかは後でご説明させて頂きます。「4.6維持管理」も別に章立てして書いているということです。5章の段階でも「5.6維持管理」と加わっています。

最後に「5.8関連施策」というのをつけておりまして、「5.8.1淀川河川公園」、利用の方とリンクしている話ですが、公園の施策、関連施策として淀川河川公園というのを入れています。この辺りが構成として変わっているところです。

それでは、全部ではありませんが、順次変更点をざっと説明させて頂きたいと思います。

最初に「はじめに」があります。「また、『実施』とされたものについては、実施中・実施後の自然環境、社会環境に及ぼす影響についてモニタリングを行う」と、モニタリング

というものがいろいろ議論でも出てきているところかと思しますので、そこについてきちんと、「はじめに」の段階で、委員の意見を聞きまして書かせて頂いているところです。

それと、「3. 河川整備の基本的な考え方」のところですが、この最後の方に、第1稿では4項目を設けてありました。この4項目を今回も基本的に同じ形で設けておりますけれど、3番目の「環境のところ」です。「『生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できる。』との考え方を踏まえて」といった理念的なものを、ある程度環境に対する考え方の原理的なものを加えたらどうかという話もありましたので、ここではっきり書いています。その上の「環境のところ」も線は引いていますが、基本的に書いてあることは変わっておりません。文意を明確化しているだけです。

「計画策定」のところ、ある意味では今回、私どもとしても大幅に書き加えさせて頂いたところです。

まず、4章の方、「4.1.1 対象範囲」です。「沿岸海域への影響も視野に入れる」と追加しています。流域から沿岸海域までという話がありましたので「対象範囲」の中に書かせて頂きました。

それと、「4.1.3 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携」のところについて、まずは情報の発信を行って、意見交換が継続できるような機会を設けるということ、それと「計画の検討段階から、住民及び住民団体等」と検討していくということを書かせて頂いています。その後、「淀川水系流域委員会に報告するとともに」という一文も入れさせて頂いております。

ここも基本的に同じ形になりますけど、5章の段階において、「河川整備計画については、随時進捗を点検し、必要に応じて見直しを行うものとする。淀川水系流域委員会は進捗の見直し点検にあたって意見を聴く機関として継続する」ということを我々の考えとして書かせて頂いています。

実際に「5.1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携」のところは大分書き加えさせて頂いたところです。実際に何をやるかというところで、「(1) 情報の共有と公開及び意見交換」「(2) 住民との連携・協働」「(3) 自治体、他省庁との連携」の3項目に分けています。

最初の「(1) 情報の共有と公開及び意見交換」ですけれど、右側の方に文章を書かせて頂いております。インターネット等による情報公開を充実させる話、マスメディアを通してタイムリーに情報発信する話、表現にあたっては、難解なものを避けてできるだけわかりやすいものにするということ。それと、提言等にもありました、意見交換を行える対話集会を継続的に設けるといったことをここに書かせて頂いております。

対話集会につきましては、先般の住民参加部会の時に、これくらいのテーマがありますということでやりたいことをお示しさせて頂きました。これについては、流域委員会の方に私どもの方から、提言にありましたファシリテータについての人選をお願いしたいと今お願いしているところです。

それと、次の「(2) 住民との連携・協働」です。河川レンジャーを任命して、「河川レンジャーは河川に係る文化活動、自然保護活動を助言し、河川管理行為を支援する」という

形で、河川レンジャーの役割を書かせて頂いております。

河川レンジャーの他に、パートナーシップ事業であるとか地域住民と連携した環境教育、特に子供を対象にしたシンポジウムや体験学習、或いは子供に対する、川の指導者育成の支援とかいったもの。或いは、伝統工法の保存・伝承についての支援といったことを書かせて頂いています。

「(3) 自治体、他省庁との連携」については、第1稿でもいろいろな協議会がありました。例えば「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」、今回は「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」というようなものもまとめた形で考えておりますが、こういったもので他省庁と連携して総合的な取り組みをやるとしています。

例えばですが、「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」は、組織としては他省庁も入ったような形で、水質管理協議会は水質汚濁防止連絡協議会の拡充ということで考えておりますので、メンバーも新たに加えたものということで検討していくとしています。これは例です。また水質管理協議会のところでご説明させて頂きたいと思えます。

同じように、「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」というようなものを設けて、この中で部会を幾つか、これもまたご説明させて頂きますけど、こういったところで他省庁、或いは沿川自治体と連携して、さらには住民との会話をしながらやっていくということで、計画の進め方のところで考えているところです。

次は「河川環境」です。「水質」のところにご意見を頂いておりますので、そのところを増やしています。

その前に、順次、現状のところからです。「2. 現状の課題 2.1 河川環境」につきましては、ごみの話を入れさせて頂いております。それと、「2.1.2 水位」の方では、琵琶湖の水位や影響の話を少し丁寧に書かせて頂いております。

それと、「2. 現状の課題」の「2.1.4 水質」のところにおいて、水上オートバイ等の水質問題の話について書かせて頂いているところです。

4章の基本的な考え方のところからですが、ワードを抜き出して説明しますと、「4.2 河川環境」で「変化に富んだ地形と多様な生態系が形成されていた頃の河川環境を強く意識し」というのがまずあると。それで、「横断的・縦断的の形状の改善」「環境の保全」「再生」「住民が安心して利用できる水質の改善」といったところ。或いは右にも書いていますが「『川が川をつくる』のを手伝う」という考えを念頭に置いておく。それとモニタリングの話、さらに評価してフィードバックの話、こういうスタイルで順次モニタリングをやっていきますということ、「関係機関、住民及び住民団体との連携を進める」ということを、キーワード的に抜き出しておりますが、そういったことが環境のところの変更点です。

5章です。1つは、章立ての変更という形になるのです。左側は第1稿ですけれど、第1稿の時は「5.2.1 河川形状」の中でモニタリング云々ということを書かせて頂いております。この話は河川形状だけの話ではなくて、全体に出す話ではないかということで、第2稿では「5.2 河川環境」のすぐ下のところでモニタリングの話を書かせて頂いております。

これにつきましては、「(1) これまで実施してきた『多自然型川づくり』の評価の実施」と、「(2) 河川環境のモニタリングの実施」という形で書かせて頂いております。第1稿で

は「河川形状」の中にだけ入っていたところを、全体に係るものとして書かせて頂いております。

細かくて恐縮ですが、左側が第1稿で右側が第2稿です。第2稿で、基本的には今パワーポイントでは箇所だけを書いています、第2稿ではその箇所にコメントを多少丁寧に書いているという違いがあります。

どこで河川形状の修復を行うかを書いているわけですが、第1稿では、「ワンド・たまり」「ヨシ原」「水辺移行帯」「汽水域干潟・ヨシ原」で、これがメインだろうということで分類させて頂いたわけですが、多少無理があるということで、第2稿では基本的には全部「水陸移行帯」ということで、この分類をやめているというのが1つ構成上の大きな違いです。

それと、第1稿の「瀬田川名神高速下流～瀬田川洗堰区間」という項目については、「河川環境」に入るのは不相当だということで「維持管理」の方に持って行ってありますので、これが抜けています。

これも右が第2稿で左が第1稿です。基本的な形は変わっていませんが、琵琶湖の家棟川地区のところ、第1稿では「1」横断方向の河川形状の修復の実施」になっていたの、試験施工の実施という意味では既に終わっていて、今モニタリング中ということですから、そういった意味では「検討する」の方がふさわしいだろうということで、「2」横断方向の河川形状の修復方法等について、検討する」にその場所が変わっています。

これは左が第2稿です。「(2)縦断方向の河川形状の修復」の中で 第1稿を私どもが書いた後に、現地へそれぞれ回って説明させて頂いております。その中で、小泉川の落差工で魚道の設置とかいうのをやったらどうか、やるべきだというような意見がありまして、それを反映させてここに書き加えさせて頂いております。すぐできる小泉川の落差工は、修復の「実施」のところに書かせて頂いております。ナルミ井堰や高岩井堰については「検討する」のところに書かせて頂いております。

それから、淀川大堰は既に魚道があるので、第1稿では「現状の井堰における魚類の遡上・降下に配慮した構造改善の実施」のところに書いてあったのですが、よりよい魚道にするためにということで、「検討する」の方がふさわしいだろうということで、第2稿では「2)縦断方向の河川形状の修復に向けて、現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する」の項目に書かせて頂いております。

それと、右側の第2稿、「5.2.2 水位」のところですが、基本的に(1)(2)は丁寧に書いています。(3)で琵琶湖の水位と丹生ダム・大戸川ダムの話を、ダムのところでも説明させて頂きましたが、そこに対応する形で加えているということです。

「5.2.3 水量」のところについても、基本的には丁寧に書かせて頂いているということです。「(2)河川環境上必要な水量を検討するとともに、確保可能な水量を把握するために」云々ということで、前は淀川大堰下流のところだけを書いておりましたが、淀川大堰下流だけではなく、「猪名川、野洲川、草津川、姉川・高時川等について留意」していくという記述をふやさせて頂いております。

「5.2.4 水質」です。水質のところはボリューム的に充実させて頂いているところで

す。

まずは「(1)琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立の検討」です。この中で
 どのようなことをやるかについて、1つは「住民連携のための取り組み」、「『淀川流域の水物質循環に係る調査』の実施」、これは説明いたしますが、こういう調査がありますのでこれを
 実施していくと。それと「水質管理体制の強化」の3項目くらいに分けて記述させて頂
 いているところです。

「(1)琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立の検討」、これは第2稿に書いて
 ある文章をそのまま書いています。まずは今の水質汚濁防止連絡協議会の話です。水濁協
 のメンバーに加えて、環境省、農林水産省といった他省庁、或いは水質特性や住民参加等
 に詳しい学識者が参加した琵琶湖・淀川流域水質管理協議会の設立について検討するとい
 うこと。

それと、もう1つは、この協議会の検討に先立って、「河川管理者として実行可能な施策
 について、実施する」。協議会の設立だけを待っているのではなくて、できるものから実施
 していくということで、その一文を加えさせて頂いています。

その琵琶湖・淀川流域水質管理協議会の検討の中身の1項目め、「1」住民連携のための
 取り組み」というところでは、住民によるデータベースへのアクセスを容易にする形で情
 報提供をしていく。或いは、水質学習会、学校や住民団体と連携した水質調査といった取
 り組みを、住民連携としてやっていこうということで項目を出させて頂いております。

2項目めで、「2）『淀川流域の水物質循環に係る調査』の実施」と書いています。当然部
 会等でもご指摘頂いているわけですが、「流域全体での物質循環の解明が必要である」。こ
 れにつきまして、現在文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省の5省
 で「自然共生型流域圏・都市再生」というのを推進していますので、この一環として、淀
 川流域の水物質循環をテーマとしてやっていこう、これでデータベースなりモデルの構築
 をやっていこうという動きがありますので、これを書いています。

「3)水質管理体制の強化」です。これについては、平常時における監視地点だとか監視
 頻度、監視項目の増強強化で、監視強化をする。今考えています協議会において検討する
 内容として、わかりやすい、河川の特성에応じた水質目標の設定、わかりやすい水質目標
 ということが1点目です。それと関係機関との情報共有、住民連携強化の取り組み、さら
 にといいですか、これはある意味、今もなわけですけれど、水質事故の防止・対処の取
 り組みの強化、それと具体的にどうやっていくか、フォローアップをどうしていくかとい
 うことを、この協議会で検討していく項目として挙げています。こういったところで、琵琶
 湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)がやることをなるべく具体的にということで記述を
 強化しているところです。

「5.2.5 土砂」です。土砂については、基本的には「山地流域から沿岸海域に至るま
 での総合土砂管理」をやっていこうと考えています。「なお、土砂流出防止機能を有する森
 林の保全・整備の検討について、関係機関との連携を図る」と書かせて頂いています。

それと、委員からのご指摘もありましたので、「砂防施設についても総合土砂管理の方
 策の観点を踏まえて整備を行う」ということを記述させて頂いております。

「5.2.6 生態系」です。第1稿と第2稿を見て頂いてもなかなかわかりにくいところ
です。

1つは外来種。第2稿では、「関係機関や住民及び住民団体等と連携しながら外来種対策
を実施する」ということを加えているということです。他のところは文章をちょっと丁寧
に書いているというレベルです。

左側が第1稿で右側が第2稿です。第1稿の「(2) 固有種・在来種・希少種の生息・生
育環境の保全及び再生」の「2) 生息・生育環境の保全及び再生の検討」では、「ワンド・
たまり」「ヨシ原」云々となっていましたので、ここを基本的には一緒にして、「水陸移
行帯」ということで書かせて頂いています。それに応じて番号が変わっています。書いて
ある記述をそっくりそのまま移していませんのでわかりにくいかと思いますが、第2稿の
方が丁寧に書いているということです。

それと、生態系のところでもう1つ申し上げさせていただきますと、今回「生態系」という
ワードはなるべく不適当なところにはといたしますが、理念的なところは「生態系」という
言葉を使っているのですけれど、実際に何か調べる、わかるみたいなどころでは、基本的
に生物の「生息・生育環境」というようなワードでなるべく統一して書かせて頂いていま
す。「生態系」というワードもまだたくさん出てきていますけれど、基本的にそういう考え
方で書いているということです。

第1稿で、「2) 生息・生育環境の保全及び再生の検討」の になっているところが、第
2稿では になっているということです。第2稿の方で項目として加わっているところと
しましては、「生物の生息・生育環境の保全・再生に向けた取り組みが必要であることか
ら、支川や水路を含めた構造の改善等に向けて、関係機関と連携する」、要は他機関と連携
してという内容です。

「5.2.7 景観」です。基本的には、丁寧に書いている、加えているところが少しある
ということです。1つ加わっていますが、「樹林帯の保全」を書いています。これは、竹
林の保全というのを生態系のところで書いていたのですが、生態系のところで書くよりは、
こういった景観のイメージが強いのではないかということで、そこに移して書いています。
以上が「河川環境」についてです。

次に「治水・防災」です。

「治水・防災」につきましては、4章の冒頭の記述を強化といたしますが、ここで基本的
な方針みたいなことを改めて書かせて頂いております。「狭窄部の開削及び無堤部の築堤は、
下流への流量増により破堤の危険度を増大させる為、下流の破堤の危険度を増大させない
という観点から、下流の河川整備の進捗状況等を踏まえて実施の判断を行う」。これは第1
稿でも無堤部の項目において書いていたわけですが、これが基本的な方針だろうとい
うことで頭に書いております。

これを基本方針とした上で「破堤による被害の回避を究極的な目標として、そのための
施策を最優先で取り組む」わけですが、これを「具体的には」ということで4つに分けて
書いております。「1) 日頃から備える」、「2) 洪水時の対応」、「3) 流域で水を貯める」、そ
れから「4) 堤防強化対策」と。こういったものやっていくのが基本です。それと、狭窄

部上流と琵琶湖沿岸等の浸水対策の取り組みということを書いております。

これが全体の構成となります。第2稿の「治水・防災」4章のところの全体の構成をここで書かせて頂いておりますが、今申し上げました「1)破堤による被害の回避の軽減・回避」というのが「1)日頃から備える」、「2)洪水時の対応」、「3)流域で水を貯める」。基本的には、これらのものは非常にソフト的な色彩が強いものです。それと、「4)堤防強化対策」はハードな形になりますけれど、こういったものがあります。それから、「(2)浸水被害の軽減」については狭窄部上流と琵琶湖沿岸。その他、「(3)一連区間の整備の完成等」と「(4)土砂対策」。この4項目についてそれぞれ分けて記述させて頂いているというような構成になっております。

今回再度整理いたしました。特に「破堤による被害の回避・軽減」の中の「1)日頃から備える」、「2)洪水時の対応」、「3)流域で水を貯める」、こういった基本的に我々サイドだけで十分にできないところを記述前から当然あったことはあったわけですが、再編して充実しているというところです。

それはどういった形かと言うと、1つには「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」の設置。最初の段階でも申し上げましたけど、こういった協議会をつくって、この中を部会、例えば「日頃から備える」部会、「洪水時の対応」部会、「流域で水需要を貯める」部会というような形で分けておまして、この部会というものもこれから名前を教えて頂きながら整理していきたいと思っております。基本的には平常時、危機管理、流域対応という、河川管理者サイドの言葉で言えばそういう分類をした部会を設けてやっていこうということで考えております。

それぞれの部会ですが、「日頃から備える」のところでは、情報提供。情報の提供というのは、右に書いてあるような出水時の情報提供、こういった河川情報表示板というようなものを設置していく。或いは、意識の啓発や浸水実績の表示。浸水実績表示というのがあられるわけですが、こういったものを掲げていく。それから、浸水想定表示。これも何回か出させて頂いておりますけど、想定を示すということ。また、防災訓練等実施や、ここで書いております土地利用の規制・誘導や建築物の耐水化といったようなこと。そして、地域防災計画。これは基本的には市町村がつくる地域防災計画になりますけれど、こちらに反映ということで考えています。

以上、「日頃から備える」部会において関係自治体、沿川自治体の方に集まって頂いてやっていく項目としてはこういったことがあるのではないかとこの整理です。

次に「洪水時の対応」ということで、これは先ほどお示したこの部分に該当するところです。

「洪水時の対応」のところの項目を列挙させて頂いておりますけど、まず広域防災施設整備対策ということで、ヘリポートだとか、そういった広域防災の拠点となるところの整備。それから、情報伝達体制等の基盤整備はもちろんですし、災害対策用車両の搬入路等の整備もありますけれど、非常用資機材の備蓄、マスメディア等への洪水情報提供、防災機関との連携、避難誘導等体制の整備といったものはこの「洪水時の対応」部会の中で考えていくべきだろうということで整理しております。

これがマスメディア等への洪水情報提供ということで、以前からご説明させて頂いておりますけれど、インターネットだとかiモードといったものを活用した情報提供のやり方、受け手も含めてですが、この部会の中でということと考えております。

それから、避難誘導等体制の整備としては、最終的に自治体を通して住民までどういった形でやるかということ、自治体を含めた場で検討、一緒にどういう形をつくっていくかと検討していくということであろうかと思えます。

それと、3つ目が「流域で水需要を貯める」です。

これについては「流域内保水機能、貯留機能強化について検討する」ということで、貯留機能の強化、或いは調整池をつくるといったようなこと。それと「排水機場の運用の検討」と。これは平成12年の東海豪雨の時ですけれど、排水機場の運転調整をすることで本川の方を守ったというか、本川の方に便宜を図ったというか、そういうことを「流域で水を貯める」という項目の中に入れております。

こういったことについては、沿川自治体も入った中で全体的な協議会において検討していかねばならないのではないかということと考えております。また、ここについては第1稿でもいろいろな形で書いておりましたけれど、再整理して書いているということです。

次に「(1)破堤による被害の回避・軽減」のところの「4)堤防強化対策」です。この堤防強化対策では、基本的にはハードな面が殆どなわけです。

そこで、その堤防強化対策とはどういったことになるかと言うと、これはもう何度も申し上げているところですが、1つには「高規格堤防」、スーパー堤防です。それから「堤防補強」。これは、高規格堤防の整備区間や、或いはその他の区間で緊急な対応が必要などころについては堤防補強を実施する必要があるだろうということです。

この2項目から堤防強化対策になるわけですが、高規格堤防、スーパー堤防は基本的には大阪市街で重点的にやっていくということです。

一方、緊急堤防補強区間ですけれど、堤防補強を全川的に実施するには時間と費用が物すごくかかるということで、当然どこからやっていくかということを考えていかなければなりません。そこで、今考えていることとして、既往最大の洪水で破堤の危険性があるところ、或いは破堤した時の後背地への被害の影響の観点がありますけれど、要するにこれは堤防が高く堤防の直近に隣接して人家が密集しているところ、こういったところは堤防そのものが大分弱くて、堤防の背後が非常に危険性が高いため、まずそこから優先的にやらなくてはならないだろうという話と、それから瀬田川、宇治川のこれは何度も言っていますが、琵琶湖の後期放流ですね。後期放流によって浸透破壊を起こすところについてやっていかなければならないだろうというようなことが基本的な選定の考え方としてあります。

やらなくてはならないところは赤でと塗っていったわけですが、まずこういった形で緊急堤防補強区間を絞り込んで、我々としてやらなければならないことは、その絞り込んだ区間において詳細検討をしていかなければならない。つまり、全部やるということではなくて、基本的には詳細検討をやって、詳細検討の結果、堤防補強しなければならない

となったところについて堤防補強をしていくという段取りで考えております。

それと、瀬田川、宇治川については、琵琶湖からの後期放流の関係で弱いところを絞り込んでいきます。第 2 稿の記載においてここについては抜けております。今現在、ここについてきちっと整理している段階です。第 2 稿では「(対象河川毎の延長を記載予定)」という形で書いておりますが、これは 1 週間内外で整理したいと思っておりますので、その結果についてまたご報告させて頂きたいと思っております。あくまでも、詳細点検を実施する箇所を絞り込みがまずあるということです。

今、破堤に対する対応ということで堤防強化がありましたが、その他に「(2) 浸水被害の軽減」と「(3) 一連区間整備の完成等」。(3) は、1 稿では「無堤部の」というような形で書いていたわけですが、基本的には今まさにやっているところについて完成させるということです。それは、文意の明確化のために表題の文章を変えさせて頂いております。それと「(4) 土砂対策」という項目も追加して書かせて頂いております。

浸水被害の軽減の方で、狭窄部上流の浸水被害の解消と琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減という意味では、これはもう何度もご説明させて頂いておりますけれど、岩倉峡上流の上野盆地、保津峡上流の亀岡盆地、銀橋狭窄部上の多田地区、或いは琵琶湖の下の瀬田川、宇治川のところ、こういったところが浸水被害の軽減に対して対応しなければならない箇所として挙がってきているところです。

「(3) 一連区間整備の完成等」のところでは挙げさせて頂いておりますが、この 8 項目です。絵にしますと、こういったところになります。いわば、これらについてはやりかけという状態ですので、それをやっていく。ただ、この中の阪神電鉄西大阪線については「実施時期を検討」ということで記述させて頂いております。

以上が「治水・防災」のところでは。

次に「利水」についてです。

「利水」については今回文意の適正化のために多少書き加えさせて頂いているところがあります。大きな点としては、4 章の「(5) 渇水への対応」のところ、それから 5 章の(4)では協議会の話があるわけですが、ここで書き加えさせて頂いております。

これは渇水調整の状況です。当然、現状では実績取水量に応じた取水制限を実施しておりますけれど、各利水者の努力が反映されていないというようなことで「渇水調整方法の見直しの提案を行う」ということを新たに書き加えさせて頂いております。

簡単にご説明いたしますと、何回かお示ししておりますが、長期的な少雨のトレンドと極端に雨が少ない年が頻発していることによって近年渇水に対する安全度が低下しているということで挙げているわけです。

こういった状況がある一方で、ダム等の水資源開発施設においては、利水者が利水の容量の部分については費用負担をしてこの容量を、市というところが費用負担をしてこの容量を持っているというのがある。

一方で、現状の渇水調整は、需要が 100 の人と 100 の人がいて、水資源確保が 120 の人と 100 の人がいたとした場合において、現状ではどちらも同じような取水制限、渇水調整をしていくとなっております。結局、120 なら 120 確保していることが反映されていないとい

うことになります。それに対して、ここは反映させようと思ったら、これとこれに対して取水制限というようなことをやれば当然そういった努力の結果が反映された渇水調整になります。こういう渇水調整の方が平等ではないかというようなことも含めて提案させて頂きたいということで記述させて頂いております。

「利水」についてはここが主な点です。

次は「利用」です。

「利用」については、冒頭申し上げましたけど、一番大きな点は漁業の項目を加えているところです。あと、文章の適正化のために多少直しているところがありますが、基本的には漁業という項目を加えたということです。ですから、現状のところには漁業がありますし、4章の方針のところについても4.5.4で漁業があります。また、5章のところにおいても漁業について書いているということです。

具体的にどう書いているかというのがこれです。現状のところでは、在来種の減少を招いている話や琵琶湖での水位低下の話、或いはワンドやたまり等の減少等の話、大堰下流の汽水域の話、そういった結果とどれくらいの漁獲量があるよという話を書かせて頂いております。

次の4章の方針と5章の具体的な整備の内容ですが、この4章が漁業についての私どもの基本的な考え方になるのだと思います。「淀川水系における生物の生育・生息環境の保全・再生を目標とする各施策を実施することにより、河川環境を保全・再生し、結果として水産資源の保護につなげる」と、こういうことであろうかと思っております。ですから、良好な環境をつくることによって、結果として水産資源の保護につながっていくということで、これを我々の河川整備計画の中でやっていこうではないかということです。

5章の具体的な整備といたしましては、「以下のような施策を」ということで、代表的なものですけれど、「5.2 河川環境」のところで詳しく書いている施策です。横断方向や縦断方向の連続性の修復、或いは水位変動や攪乱の話、また流入総負荷量の管理の話とか土砂移動の連続性の話といったような項目を挙げて、生態系に望ましいような生物の生育・生息環境の保全・再生をしていくことが水産資源の保護につながるということであろうかと考えております。

これが「利用」のところのメインの変更点です。

「維持管理」、これは新たに項目を設けたところです。

何度かご説明していますが、護岸なりが老朽化して穴があいています。穴があくことによって、その空洞でいろいろ問題が発生しているというようなこと。それと、樋門等の操作員が非常に高齢化している、或いは会社員をやっている人が兼任といいますが、実際に昼間いらっしゃらない方がやっているような例が多いということが問題意識としております。維持管理は今後治水だけではなく河川環境の維持管理も含めて非常に重要な項目になってくるということで1項目設けているわけですが、こういった問題意識の背景で整理をしているということです。

具体的な項目としては、今まで第1稿の「治水」のところで書いてあること、或いは「治水」の中で維持管理という項を設けて書いているところ、または地震とか、そういったと

ころで書いているようなところも含めての話になるわけですが、再構成しているということで、新たに観測施設の項目であるとか河川浄化施設の項目が加わっております。要するに、全面的に場所を入れかえて再構成しているので全面的に変更という形になっておりますけれど、内容的には第 1 稿の内容を踏襲しているということです。

次に「ダム」です。

「ダム」につきましては、先般 4 月 21 日と 5 月 16 日に説明しましたことを今の段階においては第 2 稿として書かせて頂いているところです。「これまで事業中の大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム、丹生ダム、余野川ダムについては調査検討を行う。調査・検討の間は地元の地域生活に必要な道路や、防災上途中で止めることが不適当な工事以外は着手しない」とありますが、この間申し上げたことを第 4 章の方針として改めて書かせて頂いているということです。

5 章の方には繰り返しになるので「委員会で説明した」ということで簡略化させて頂いておりますけれど、基本的にはダムの有効性及び調査・検討の項目について先般お話しした通りのことを記載させて頂いております。

最後に「関連施策」です。

「関連施策」として、淀川の下流域にあります河川公園についてです。河川公園は年間 520 万人の人が利用しているため、当然「公園として利用したいという要望も強い」と。

しかし、一方で「河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている」というのが現状でして、4 章と 5 章で河川公園に対してどうしていくかという考え方について触れさせて頂いております。

「本河川整備計画との整合を図りつつ」ということですから - - 本河川整備計画の「利用」の中では、高水敷の利用について、グラウンド等堤内地で確保できるものはなるべくそちらに求めて縮小していくのを基本とするという言い方ですので、そういった本河川整備計画と整合を図ってやっていくということです。

但し、「淀川河川公園基本計画改定委員会(仮称)において検討する」という方針を書かせて頂いております。また、具体的にやっていくものとしてどういうものがあるかということについては 5 章の方に書かせて頂いたということです。

以上が第 2 稿の、特に変更点を中心とした説明です。

芦田委員長

どうもご苦労さまでした。

ここで 30 分休憩して、その間、委員の間で意見交換をしたいと思います。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

それでは、30 分休憩ということで 17 時まで休憩させて頂きます。委員の方は控室にご案内させて頂きます。場所がわかりにくくなっておりますが、非常口の明かりがついているところまでお進み下さい。あちらへ行かれましては庶務の方が控室へご案内いたしますので、よろしく願います。また、控室へ行かれる委員の方は第 2 稿をお持ちになって

移動頂きますようお願いします。

それでは、5時になりましたらまたお席の方にお戻り下さいますようお願いいたします。

〔休憩 16:30～17:00〕

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

それでは議事を再開させて頂きたいと思います。芦田委員長、よろしくお願いいたします。

芦田委員長

どうもお待たせいたしました。秘密会議をやっていたわけではありませんが、意見交換をやっておりまして、自由に質問しようということになったわけです。

国土交通省からの説明資料（第2稿）をお聞きになって、ご質問がありましたら、お願いしたいと思います。

今本委員

これは質問ではなくお願いです。第2稿、項目別にまとめて頂いているのはありがたいのですが、全体を読もうとしますと不便なところもありますので、目次の順番で書かれたものもおつくり頂きたいと思います。よろしくご検討下さい。

芦田委員長

私の方からもお願いしたいのですが、第2稿の全体を通した説明資料というものをお願いしたいと思います。よろしいですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

はい、作業いたします。

西野委員

第1稿の時にも思っていたことなのですが、生物の移動経路が、例えば湖岸堤で分断されているという認識から、生物の移動経路の回復ということを提言で述べていたわけです。しかし、第2稿の生態系の項を見ますと、確かに移動経路の回復が記述されているのですが、例えば、家棟川であるとか、ある特定の地域については上がっているわけですが、琵琶湖全体につくられている湖岸堤をどのように考えるかということについては検討されていません。果たして特定の場所だけを回復して、生物の移動経路の分断が回復できるのだろうかという疑問に思っております。

芦田委員長

質問ということではなくてご意見ですね。テーマ別部会、それから地域別部会で検討

して頂きますが、その結果、次回以降で議論する内容になると思います。よろしくお願ひします。

倉田委員

漁業に関しては、かなり丁寧に取り上げて頂いたのでありがたいです。中身としては、大事な点は記述して頂いたと思います。ただ1つ気になるのは、河川漁業というのは、水の流れがないと駄目なのです。川らしい川でないと漁業はできないのです。魚が泳がないのです。

ところが、ある先生のおっしゃるには、淀川はもう淀川ではない、淀川ダムに変わってきているということです。水深の深いところでしたら、16~17mはあるということで、それでは、もう川ではないのですね。降雨量が少なくなったら全く水は流れてくれませんから、そういうところでは魚は泳がないのです。しかも、昔、殆どいなかったオオナマズ等がたくさん発生してしまいます。これは漁業できる場所ではなくなるのです。

漁業の維持を図って頂ける、漁業対象になる資源の維持を図って頂けるということが基本に書かれているのですが、川がダム化してしまったら、漁業をやれないという大きな点での矛盾が気になるのです。致命的なことなので、川の形状をどうして頂けるのか、川らしい川として復元頂けるのか、そういうことを一方で考えて頂きながら、漁業のことを考えて頂きたいと思います。

芦田委員長

次回以降の議論の中心の1つになろうと思いますが、川らしい川の復活ですね。これは将来、20年、30年先のものに向けての全体的なビジョンを示した方がよいのではないかと思います。これは提言にも書いております。

この第1稿も第2稿もそうですけれども、すぐにやる施設計画というようなことを中心に意識しておられますが、全体的な考え方そのものも、やはり河川整備計画の中に入れた方がよいのではないかという意見だと思います。これも次回以降で議論したいと思います。

塚本委員

今回の河川整備計画に先立って我々がやっているのですけれども、一番大きいのは被害ポテンシャルを小さくするという事です。これは、大雨が降った時の水の負荷に対して、どういう逃がし方をするのかということです。結局は堤内に対して水が出ていくということも含めて、そうすれば浸水ということの意識を皆さまが一般に持っていかないといけないということがありますね。この辺の基本というのは、どこかでやはり説明頂きたいですし、委員それぞれが本当に物理的にどうなっていくのだということに対して考えて欲しいと思います。

それともう1つ、治水部会の時に今本委員が使っておられたのですけれども、流域対応というものです。これをどこかでしっかり明示して頂きたいなと思います。そうすると、我々がどのようにこれから対策していったらよいのかというのを、かなりいろいろなこと

で考えていかないといけないと思います。

それともう1つは先ほど「検討」「見直し」、これを分けてと言われましたけれども、実はあまりダムをつくらなくなってしまうと、本当の意味で、いろいろな意見の人たちが集まって、今の状況、矛盾したことも含めて、行政も入っての検討はできません。そのためには、あるあいまいさがあってもよいと思います。場合によってはつくるということもあってもよいと思います。狭窄部も、開削の可能性はないことはないと思います。そういうことをやはりやりながら決めていくものだと思います。

それから、もう1つは、開発公団自身はある意味ではいろいろな地域の人たちとの対応をしてきたはずです。ですから、そういうところも入って、やはり実態を浮かび上がらせていって、さあ被害ポテンシャルに対してどうしていこうかという基本が、今後いろいろな具体を生んでいくと考えます。

嘉田委員

今の塚本委員の意見と並行してですけれども、特に治水・防災のところで、第2稿の31ページ以降ですね。今まで2つの問題があったと私たち申し上げてきたのですけれども、1つはそもそも言葉がわからないということです。「洪水被害低減化」「ポテンシャル」というような言葉がもう既にわからないのです。そこを「日頃から備える」「洪水時の対応」「流域で水を貯める」「堤防強化対策」というようになりわかりやすく表現をして頂いたのは大変評価できると思います。

それから、線だけではなくて面的に、都市計画等も含め、また今の世代だけではなくて、次の世代に対して洪水に対処する知恵をどう伝承していくかというようなこともきちんと書き込んで頂いております。例えば35ページ等で、「検討する」となっているので、このままやって頂けるかどうかというのは、これからの課題だと思いますけれども、この辺りは大変評価できると思いますし、是非ここを続けて頂きたいと思います。

逆に、住民の側に対して、或いは社会に広く開いていくという体制になっていけばなるほど、私たち委員、或いは委員が関わっている地域社会など住民側の責任が重くなるわけですから、その辺りを逆にボールをこちらに投げられたなというのが、今日の感想です。

川上委員

23ページ、河川環境のダム湖の水質に関して意見を申し上げます。第2稿の中では、ダム湖の水質に関して水質調査を継続実施する。ダイオキシン類等の有害化学物質等について調査する。また、ダム湖の汚濁問題に関しては、深層曝気設備、或いは循環曝気設備を継続して活用するという施策が上げられております。

具体的な例を申し上げますと、高山ダム、或いは青蓮寺ダム等におきまして、アオコとか赤潮等がもう10年来発生をしていると思いますけれども、基本的な対策としての流域対策、住民の意識変革等を含めた流域対策、面源負荷をどうするかという問題があります。提言の中でも、中小河川を抑えて、本川をきれいにするための総負荷量規制とか、それらを市町村や府県との協働によって行うべきであるという提案がありましたが、そういう根

本的な対策が掲げられておりません。

ダム湖を1人の病人と例えますと、熱を下げるとか、そういう対症療法は上げられていますけれども、患者の生活態度とか、そういう根本的な対策が上げられていないということが言えると思います。

それともう1つ、今ご説明を受けたばかりなので詳しく読んではおりませんが、どこかに水源地の保全のための協議会をつくるというようなことが新たに提案されておりましたが、水源地の確保といいますか、森林の保全という言葉がどこにもないような気がいたします。その点、ご検討頂ければと思います。

芦田委員長

河川管理者の方から、何か今のご意見にお答えがありましたらどうぞ。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

川上委員の話も含めてお答えします。お答えになっているかどうかはわかりませんが、16ページの4.2.4の水質のところ、冒頭で基本的に「河川やダム湖及び沿岸海域の水質及び底質の改善のために」ということで、ダム湖も含めて「河川内での浄化対策では限界があり、流域から河川へ流入する汚濁負荷を減少させる対策等流域全体での取組」を進めるといようなことは、基本的なこととしてうたっています。この取り組みをまさに水質管理協議会のようなところでやっていかなければならないのではないかと考えておりますが、ここで全体的なものとしてうたっているという構図です。

5章は、何々をやる、何々を検討するという個別の記述になりますので、大きな基本的なところについて4章で書いています。修正の必要性があればご指摘頂ければと思います。

それと、24ページの5.2.5なのですが、総合土砂管理方策の検討ということを書いていますが、ここで森林の保全整備の検討について、関係機関の連携を図るといような形で、森林についてコメントさせて頂いているという形です。

塚本委員のご指摘に対するご質問のような形になるのかも知れませんが、流域ということについて言えば、第2稿の31ページ、或いは35ページで具体的に書いているような協議会の中で、1つは流域での対策、まさに流域で水をためるといようなことは書いています。流域の話と氾濫する場所の話は違うものなので、どちらのことを指摘されているのか、私にはわかりかねたところもあります。ただ、基本的にはどちらも流域に水をためるといことで、川になるべく出さないといことで考えているところでありまして、あふれた時の話としてはハザードマップも含めての対応といことで考えているところなのですが、その辺について教えて頂ければというのが、私の方からの2点目です。

塚本委員

工学的な、物理的な実態を本当に基本的に知ろうといのは、実は流量と時間の関係でしょう。或いは速度の自乗に対しての破壊力というわけでしょう。そうすると、一々分けてやるのではなくて、湧水といのはどういう現象で起こってくるのだ、或いは破壊を緩

和していくにはどういう原理でやるのだということを、そこを知っていきましょうということでお話をしたのですよ。

具体と言えば、例えば水は越水して出ていく可能性がありますという、そういうもとのところを知っていくことが大事なのです。堤防も完全にある強度で均一にもたすことはできないのです。あるところを強化したら、あるところは弱くなるのです。そういう実態をやはり工学も含めて基本的に知っていくということが大事だろうと思います。

この場を借りますけれども、ちゃんとここで実は住民参加によって、どれだけいろいろなものを変えていけるかというのは、ここの背景に出てきました。実は、そのプロセスの間は我々自身がやっていかなければならないところなのですよね。ですから、先ほど言われたように、ここは抜けていますと言われますけれども、実はかなりの背景が出て来ると、私は思っております。

本多委員

9 ページの「計画策定」なのですが、ここに河川レンジャーの役割ということでまとめられた行が2行ほどあります。「河川レンジャーは河川に係る文化活動、自然保護活動を助言し、河川管理行為を支援する」と書かれておりますが、提言ではもう少し踏みいったところまで書かれていたように思います。また、住民参加部会でも、河川レンジャーの役割については、いろいろな検討が必要ではないかとも言われておりましたので、河川レンジャーについては検討して頂けないかという気がしております。それが1つです。

全部で3つ質問をさせて頂きたいと思いますが、2つ目は水質のモニタリングのところ、どこかにひょっとして書かれているのかも知れませんが、前回の環境・利用部会の自然環境班で、生物指標について議論されました。生物指標のこともどこかに書かれているのであれば、見落としているのかも知れませんので教えて頂きたいと思います。

それから、住民の関わり方について随分書かれています。これについては、いろいろな意見があるかとは思いますが、提言の方では、住民との連携と協働ということで住民団体、地域組織ということでの連携という項目を立てております。住民団体というのは独自の情報を持つ住民団体です。地域事情に明るく、生活者の立場に立った地域組織と書かれておりますが、意外と地域組織というのが出てきていないなと思いました。逆に、他のいろいろな団体と連携していくというのはもちろん当然のことですから、提言の中にない団体とも連携して頂くというのも、もちろん必要なことだと思います。その時に出てくる、例えば59ページの住民活動団体というのはどのようなものかというのがわかるように、どこかに米印で注釈をつけて頂きますとわかりやすいと思いました。他にもいろいろな団体と連携していけたらよいなと思えます。

吉田委員

23 ページですけれども、第9回猪名川部会で一庫ダムの水質について発表させて頂いた時にいろいろわかりました。選択取水設備、それから深層曝気設備についていろいろ工夫されているのですけれども、それでも5月から9月くらいまでの間、浮遊藻類が一番上の

方に発生して、下の方は貧酸素になるので、その分を深層曝気装置で酸素を入れているわけです。それで下の方は酸素が多くなるのですが、5月から9月くらいまで水温躍層のところで酸素が少ない状態になっているとか、いろいろ組み合わせてもなかなか水質を保つのが難しいという状況もありました。

こういったことを、第2稿では、選択取水設備の活用を継続する、或いは深層曝気設備の継続した活用と書いてあるのですが、今とっているデータをきちっと解析すれば、いろいろなことがわかってくると思います。ですから、その辺りも、ただ単に活用の継続だけではなくて、効果の検討ということも入れて頂きたいと思います。

それから、平水時に測っているだけでは駄目で、ダム湖に蓄積されたリンが洪水時に出ているのではないかと考えられます。洪水時には、普通とっている水深5、6mの水ではなくて、水深30mくらいの濁度が高くて水温の低い水、そういうのを流しているの、結局その中に混じっているリンも一挙に供給されているのではないかと思います。

最近、撤去が予定されている熊本県の球磨川の荒瀬ダムの下流のデータを頂きまして分析したら、洪水には普通の時のCODにして50倍、それから総リンの量にして70倍くらいの量が一挙に流れ出るということです。ダムは、そういう栄養塩をためて、洪水時に一挙に流すというようなそういう効果をしているのではないかと思いますので、河川の水質保全対策の調査の時に、平水時だけではなくて、洪水時の調査ということも必要なのではないかと思います。

それから、生態系に関してなのですが、参考資料1の中に「霞ヶ浦・北浦をよくする市民連絡会議」からのご意見があります。外来種が既に淀川流域には入っているのですが、それがまた霞ヶ浦の方まで入ってくると、タナゴ類等に非常に大きな影響が出てくるというオオタナゴの問題が指摘されていましたが、こういったことも非常に大事なことだと思います。第2稿の26ページに「外来種の減少に向けた取り組みが必要であることから、外来種の駆除方法等について検討し、関係機関や住民及び住民団体等と連携しながら外来種対策を実施する」ということを加えて頂いたことはよかったですと思いますが、できたら、「関係機関や住民及び住民団体等」の後に、他の流域の関係機関とも連携をとりながらというようなことを加えることも大事なかなと思いました。

芦田委員長

先ほどの本多委員の質問にも答えて頂きたいと思います、河川管理者の方から。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

1つは生物指標ですが、16ページの4.2.4「水質の中の下から13行目の「また」からの段落のところですが、水道水源としてより望ましい等の河川水質を新たな目標（生物指標による目標設定を含む）」ということで、ワードとして生物指標ということを使わせて頂いているところはあります。

それと、住民と住民団体と住民活動団体ですが、基本的に住民と住民団体に整理するつもりでございました。基本的にはそういうことです。

それと、河川レンジャーの話はまたいろいろ意見交換させて頂けたらと思います。基本的な考え方として、先ほどそこに私どもが書いたような形のものがあるのかなと思いますけれども、またその辺は議論があることかと思えます。

芦田委員長

それについては、また議論を深めていきたいと思えます。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

それと、吉田委員の方から言われたことも、ご意見として承らせて頂きたいと思えますが、ダムを選択取水設備等については、一応より効率的な運用を検討するというところで、当然改善といいますが、より効果的なのというこの努力はしていかなければならないと思っております。「より効率的な」というワードで表現させて頂いているところであります。

紀平委員

先ほど西野委員と倉田委員の方から言われた問題に関連するわけですが、川の生き物というのは、水の中も、水辺移行帯、その辺りも緩やかな傾斜が非常に大事なのです。文章の中には横断方向、縦断方向に連続性という言葉が出てくるのですけれども、さらに緩傾斜による連続性ということで、「緩傾斜」という言葉を是非入れて欲しいと思えます。以上です。

原田委員

会議の最初で議論になったことと重なるのですけれども、読み返してみても気になったのが、「検討」という言葉なのです。20ページに、「既設ダムにおいて魚類等の溯上・降下に配慮した方策を」、ここだけ「実施の可否も含め検討する」と書いてあるのです。他のところは「検討する」として書いていないのです。

それから、先ほどご指摘があったところだと思いますけれども、1ページの「はじめに」のところの書き方を読んでみると、「検討」というのは基本的に「実施する」という前提のもとで考えているという読み方をするのが、自然な理解だと思います。流域委員会では、「検討」というのは実施の可否も含めて検討することだというコンセンサスを得ています。ただ一般の方が読まれた時にそうは読まれないのではないかなと思いましたので、そういう誤解が生じないような表現に変えて頂いた方がよいのではないかなと思えます。それが1つです。

もう1つ、1ページなのだと思いますけれども、その下に「『実施』とされたものについては、実施中・実施後の自然環境、社会環境に及ぼす影響についてモニタリングを行う」と書かれているのですが、やはり実施した施策は効果があったのかということについてモニタリングするというのが当然必要なもので、そのこともはっきり書いて頂いた方がよいと思えました。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

基本的には、検討のところは全て実施の可否も含めてという形で考えておりますので、そこをダムのところでは書いていないという意味では平仄が合っておりません。そこは平仄が合っておりませんので、直すことを考えていきたいと思っております。

それと、これはまた議論して頂ければと思っておりますけれども、実施の前提での検討かということについては、検討した結果、実施するものもあれば実施しないものもあるということとは当然なわけですが、検討する気はあるというのは、検討する気がないものではないということがまずあるわけです。それをとらまえて、実施のための検討だと言われると、必ずしもそういうことではなくて、実施の可否も含めた検討だということなのですが、文言の意味のつまらないやりとりになってしまっているのかも知れませんが、実施の可否も含めた検討のつもりです。

谷田委員

1つは、先ほどの曝気装置の話は、見かけは派手ですが、本当に効果があるのかどうか教えて下さいといっても、なかなかデータが出ていないみたいなので、是非しっかり検討してもらいたいと思っております。それから、ダム湖に対する負荷ですが、負荷を減らすのが、川上委員がおっしゃるようが一番大事なのですが、農地と林地からの負荷量の軽減措置も本来は書き込むべきではないかというのが私の意見です。

それから、もう1点は、75ページに淀川河川公園の位置付けが書いてありまして、検討委員会等も含めてゾーニングの計画を見直すということがありますが、それでありながら、「老朽化施設の更新・補修」「既存施設の維持管理」「既存施設のバリアフリー化」と、現状維持的な発想になっているわけです。それだけの投資をして、淀川河川公園を維持して、河川敷を公園以外に利用する、或いは高水敷の切り下げをすることによって住民も含めて納得されるかどうかということがあります。それは何年くらい先のスパンで、淀川河川公園基本計画改定委員会(仮称)で結論が出せるか。そこら辺がやはり見えないと、我々が提言で申し上げた、淀川を川らしい川にできるだけ戻していくという方向が見えてこないのではないかと思います。これまで流域委員会で見ていても、住民の方に河川敷公園をもとの河川へ戻すということを理解して頂くこともかなり難しそうですし、そこら辺どうお考えなのでしょうか。

山村委員

第2稿の25ページの生態系で、「淀川水系における良好な生物の生息・生育環境の保全・再生」というテーマで、「生息・生育環境の保全・再生を実施する」とあります。以下からずっと項目があり、そこで皆「保全・再生」という言葉が使っているのですが、保全と再生とを区別して使っておられるのか。「かつて淀川にあった浅瀬の再生を図るため、ワンド群の保全・再生を実施する」とありますが、ワンドは今ないものですから、今ないものについては、保全というようなことはないと思います。

環境利用部会のゾーニング検討会では、保全地区と再生地区とをいろいろ分けて検討し

た方がよいのではないかということも議論しました。特に、どこを保全し、どこを再生するかというのは、実際の河川の生態系の状況を調査した資料が既にあるわけでありまして、それに基づいて何年かの計画を立てて、保全地区と再生地区を分けながら、タイムスパンをかけて計画的にやるような形をすべきではないかという意見がありました。第2稿では、特定の地区だけが上がっておりまして、その他については検討するということだけだと思いますが、25ページののところでは、河川環境上必要な水量を検討するとともに、水量を把握するために必要な諸調査をするということだけであって、生態系の調査のところは入っていないわけなのです。

要するに、保全・再生区域というのを実施する時には、やはり生態系の調査を先にやって、それに基づいて保全地域と再生地域とそれぞれどう実施するかというのを決めるべきではなかろうかということなのです。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

保全と再生は別々に考えているわけですが、文章の適正化という意味であればまたご意見を頂きたいのですが、例えばワンドの浅水域というのは、保全するワンドと再生するワンドがあるわけですが、それは今あるないで保全・再生になろうかと思えますけれども、その結果として浅水域というのは再生されるものだろうというつもりで書いています。

それと、生態系に対する影響といいますが、生物の生息環境云々に向けた影響という意味では、先ほど私のご説明でもいたしましたように、モニタリングというのを、5.2.1という中ではなくて、「5.2 河川環境」という河川環境の頭に持ってきて、事業実施前のモニタリングをもとに予測評価を行って事業を実施して、またその事業実施中、事業実施後にもモニタリングを行って、事業へのフィードバックをするというのを、基本的には一番冒頭に書いているので、全体としてこの方針でやっていきたいということを書いているところです。

寺川委員

今日の資料として用語集を出して頂いているので、これはよいなと思っています。他に資料を出して頂きたいのは、特に近年は渇水傾向にあると言われているわけですが、私は疑問に思っております。これに関する資料はある程度出ているのですが、非常に見にくい資料になっています。数字的にもはっきりと出ておりませんので、よくわからないのです。また、渇水との関連で、近年の水資源施設の実力評価というのを既存水源と比較して出しているのですが、実力評価が大幅に下がっているわけです。どのように近年の実力評価がなされたのか、その辺の算出方法やデータを出して頂きたいと思えます。

それから、例えばこれまでの資料の中に、頻繁に渇水調整をしている、室生、日吉、一庫ダムの実態というのが上がっているのですが、渇水調整とはどういうことをなしているのかということがわかりませんので、それも資料として出して頂きたいと思っております。

もう1点、今日も一般の方からのご意見を頂いているわけですが、自治体からも意見が出ていると思います。特に、新聞等で滋賀県の方からも意見が出ていると読んだのですが、どういう意見を出したのかという詳しいことがわからないわけです。滋賀県だけではなく、いろいろな出ているかと思しますので、それらも資料として出して頂かないと判断がしにくいということがあります。

あと、委員会や協議会が、第2稿で、2つか3つ新たに追加されています。例えば31ページで説明があったのですが、水害に強い地域づくり協議会といったものをつくっていくというのはよいことだとは思いますが、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会とか河川保全利用委員会と、この流域委員会、或いは近畿地方整備局との関係というのはどのようになっているのかということも整理しておかないと、難しいテーマについては委員会、或いは協議会でお願いしますということになるとどうなのかなとも思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

最初にありました湯水傾向の資料、或いは近年の実力評価の資料、或いは頻繁に湯水調整を行っている辺りの資料について、図等で示していますけれども、数値の根拠も含めて、今度また機会を持ってご説明させて頂きたいと思ひます。

それと、自治体からの意見ですが、これは3月末辺りに自治体の意見だけをまとめて委員会の場に出させて頂いておひます。

寺川委員

それ以降、意見は出ておひませんか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

それは確認いたします。

寺川委員

たしか出ておひます。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

1つ、2つあるかも知れませんが、我々が第1稿を説明した後の意見は網羅的に入っているはずで、見落としがあるかどうかは確認いたします。

寺川委員

そのまま出して頂きたいと思ひます。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

ええ、それはもちろん、そのまま出します。新たに来てれば出します。

寺川委員

来ているか来てないかわからないということですか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

私の認識では全て資料として出していると思っているのですが、それ以降に来ているかどうかを確認させていただきます。

寺川委員

私の認識ではそれ以降に出ているように思いました。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

それはあるかも知れませんが、それは確認させていただきます。

寺川委員

今、確認できませんか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

お示ししたのが3月か4月の末ですね。それ以降で来ているかも知れませんが、来てれば出させていただきます。

寺川委員

よろしくお願いします。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

はい。

それと、先ほど私がお説明すればよかったのですが、今お手元に資料3-4という形で「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)に対する一般の方からの意見の回答集」ということで、これも、寺川委員のおっしゃるような意味では、一般の意見の方も随時来ていますが、今までのところで意見が来たものとそれに対する回答、回答が書かれてない部分もありますけれども、こういった作業を順次やっているところであります。

開いて頂きますと、ホームページの形で、1ページのところで意見を頂く形、或いは答える形になっています。ですから、これはまさに私どもの方で順次頂いたものを、このホームページの形で回答できるものから回答して、やっているという話を、日常的にやっている作業です。

それと、先ほどの流域委員会と協議会、委員会の関係についてですけれども、申しましたように、流域委員会自体はまさに河川整備計画の進捗度合い等をチェックする機関としてということで書かせて頂いているところです。ですから、具体的な話について、いろい

るな協議会でやるなりというところと、河川整備計画自体をチェックする、進捗状況をチェックする流域委員会という形の大きな意味での区別がありますけれども、なかなかわかりにくいところもあるかと思しますので、そこは私どもの方も頭の整理をしてご説明したいと思います。

芦田委員長

時間が大分過ぎましたので、討議はこれで終わりたいと思いますが、私の方から委員の皆さまにお願いしたいと思います。

河川管理者の方で、今日、河川整備計画原案（第2稿）を説明されました。河川管理者ができない分野、水質の問題から流域管理の問題からたくさんありますが、それにつきましても、協議会とか組織をつくってやっていこうという、前向きの姿勢を出して頂いているのは、提言に沿ったやり方で評価できると思います。どういうものをどのようにするかということはこれからで、むしろ我々委員の方からどんどん注文をつけて、こういう委員会、協議会をつくれ、こういう方向で行けということを応援するというか、河川管理者だけではもちろんできない問題ですから、これは我々流域委員会のメンバーとしても大いに激励するつもりくらいでやっていきたい思います。ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それから、第2稿には「検討する」というのがたくさんあります。これにつきましても、もちろん実施に向けて検討するという方向でやっておられるわけですが、検討した結果、まずいからやめるということももちろんあると思います。しかし、どのような検討をするかということについては、河川管理者が分からないものもあると思います。もちろん既に検討中で、これから結論が出るものもあると思いますけれども、我々としては、このように検討すべきだとか、こういう問題を検討すべきだということをどんどん注文をつけていきたいと思います。これは、テーマ別部会、或いは検討会、或いは地域別部会、その検討会等で十分ご検討頂いて、どんどん意見書としてまとめて頂きたいと思います。

そういうふうにして、やはり提言に沿った形のよい河川整備計画ができるようにしたいと思いますが、川らしい川、湖らしい湖を復元することは、現在の状況の中で容易なことではないと思います。時間がかかります。そういうことで、今すぐにやれることことに意識を置くと、なかなか抜本的なイメージ、ビジョンが生まれにくいと思います。すぐに来来なくともビジョンを持つことが大切です。それについて委員の方は、不満というか、不十分だと思っておられることが多いと思います。従って、基本計画のあり方そのものについての辺りで十分書いておかないと、どうも全体的に物足りないなという印象ができると思うのです。

これから河川整備計画原案（第2稿）を充実させる段階におきまして、基本方針辺りをを的確に書いて頂くようお願いしたいと思います。書いて頂いているかもわからないわけですが、今日の説明だけではまだ十分理解しておりませんので、我々も勉強させてもらいたいと思いますけれども、今日の皆さまのご意見を聞いておりましても、その辺

りをもう少し踏み込んでいけという声が強いと思います。それが当然だと思います。そういう点、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。河川管理者の方にもお願ひしたいですし、流域委員会の委員の皆さまにもお願ひしたいと思います。

例えば高水敷の問題にしましても、一方で利用を促進しろというような非常に強い勢力がありますし、現実に利用しているわけです。それに対して、自然的な環境にするためには、もう少しグラウンドを縮小しなければいけないということを流域委員会は言っているわけです。しかしながら、一方的に決めるわけにはいかない問題です。それを例えば住民を入れた円卓会議、ファシリテータを立てた検討会、そういうものをやるということを我々は提言しているわけですが、この提言を受けて、近畿地方整備局の方ではやろうとしておられる、そういう点も非常に評価できると思うのですが、これは我々の方にもかなりの責任が回ってきていると思うわけですが、その点も委員の皆さまにひとつよろしくお願ひしたいと思います。

近畿地方整備局が一生懸命、自然復元、提言に沿った川づくりというのをやろうという意欲は非常に見えているのですが、実際になかなかできない問題があると思います。それを、我々としても積極的に推進、応援していくような格好のものにしていきたいと思いますので、ひとつ委員の皆さま、よろしくお願ひしたいと思います。これから10月まで非常に短い時間ですが、かなり精力的に議論して頂かないといけない状況にありますので、重ねて皆さまのご協力をお願ひしたいということです。

それでは、これから一般傍聴者の方からの意見をお願ひしたいと思います。

傍聴者(畑中)

私は三重県青山町から来ました畑中です。

今日の第2稿について、流域委員会でご議論されてきた問題として、「生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できる」と、大変高い理念を書いて頂いて、感激をしているところです。

さらに、具体的に見ていきますと、ダムの問題ですが、川上ダム、私の町につくっていかうとしています。来年が完成年度ということになっておりますが、関係者に聞いてみますと、殆ど展望が立たない、いつできるかわからない、こういう状況であります。

そういう中で、今日の第2稿を見ますと、「(1)貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う環境等の諸調査を行う」、「(2)土砂移動の連続性を確保する方策の検討を行う」、「(3)利水について、水需要の精査確認を行う」。川上ダムについてこのように第2稿ではなっていますが、殆ど具体性がないのです。

今、一生懸命、水需要の精査確認をやっていると思いますが、「貯水池規模の見直し」という中に、今、奈良県で大滝ダム、試験湛水をやって、地割れが起こったり、ひび割れが起こったりしているわけです。

私たち青山町の川上ダムの近くに、2,500戸の団地があるのです。桐ヶ丘団地といいます。この団地はダムの水面より低いところにあります。しかも、250mくらいの近くにあり、ダムの環境アセスが平成4年、11年前にやられているのです。私は是非流域委

員会の皆さまも、この現地をもう一度見て頂きたいと思います。私たちの町の川には、特別天然記念物のオオサンショウウオがいます。空にはオオタカが飛んでいます。

こういう状況の中で、本当に洪水対策として、いわゆる水害を防ぐために、大阪の皆さまの洪水を防ぐという目的が最初にありました。ところが、第1稿、第2稿を見てみますと、岩倉峡の上流部にあたる上野市の洪水対策だけというように目的が大きく変わってきています。ですから、是非環境をも大切にして頂きながら、人間の環境が大事であると私は思います。ですから、このダム建設の目的、治水・利水・環境も含めて、もう一度真剣にご議論を頂きたいのです。

大滝ダムのニュース等を私も見てきましたが、これは大変なことだなと思います。国土交通省、昔の建設省、近畿地方整備局が一生懸命ボーリング調査をいろいろやっただと思いますが、こういう結果になってきていることについて、住民として人間の生存が脅かされるような状況になっていることに大変不安を感じています。

是非真剣なご議論をお願いして発言といたします。

傍聴者(藪田)

私は、宇治・世界遺産を守る会からやってきました藪田と申します。第2稿に関わって、数点質問をしたいと思います。

まず、第1は70ページのところなのですが、「天ヶ瀬ダム再開発について以下の調査・検討を行う」となっています。「天ヶ瀬ダム放流能力増大方策として既存施設を活用した放流方法の検討を行う」となっているわけですが、この間、問題になっている新規施設の大トンネル方式の扱いというのは一体どうなるのか、つまり、大トンネル方式というのは、この検討・調査対象からもなくなったのかどうか、まずこれをお聞きしたいと思います。

それから、第2点目は、65ページのところですが、「事業中の各ダムの方針」の中で、調査・検討を行っている間は必要でない工事は着手しないと、こういうぐあいになっています。これは必ず守ってもらいたいと思います。私たちが見ていたら、どうも今必要でないような工事が行われているように思います。

3点目、39ページのところですが、「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」というのがあります。第1稿の中では、「下流の破堤対策の進捗状況を踏まえて、(宇治川の)河道掘削」云々と書いているのですが、第2稿ではそれが「河川整備の進捗状態を踏まえ」と、こういうぐあいになっています。破堤対策と河川整備はどう違うのかお聞きをしたいと思います。

それから、15ページのところで、「河川環境」等で景観問題等が触れられています。

15ページのところは、非常にすばらしい言葉が書かれていますね。「人工的な改変によって川をかたち造るという発想ではなく、『川が川をつくる』のを手伝う』という考え方を念頭に実施する」云々と、非常にすばらしい内容だと思いますけども、その他でコンクリート護岸等が周辺と調和していないとか、いろいろなことが書かれています。

環境問題は周辺との調和が非常に大事だと思いますが、実は天ヶ瀬ダム 1,500m³/s 放流に関わっての河川工事が行われて、宇治川の平等院周辺、塔の島周辺で既に景観が大きく破壊されてしまったということは、前々回委員会の方にレポートを出しておいたので見

で頂いていると思いますけども、既に進行してしまった中身について、河川管理者としてはどのように評価されているのかお聞きしたいと思いますね。その正しい評価をしないと、幾らこういうぐあいに言葉で景観を守りますと書いても、それは実効性がない、そういうぐあいに私たち住民には映ってきます。

以上4点が質問です。

それから、あと1点お願いですが、先ほどは委員の方から、自治体からの意見が出ているはずだと、出して欲しいというように言われたので、私もそのように思います。

文書で出されたものはホームページにある程度載っております。しかし、文書で回答が出されてない、口頭で意見が出されているのではなかろうかと思われるところについては、その口頭意見についても、当然それを受けた管理者としてまとめて出して頂くということが必要だと思いますので、それは要請としてお願いしたいと思います。

以上です。

芦田委員長

ご意見として伺いしておきます。

傍聴者(池貝)

枚方市役所の池貝です。住民参加についてご提案いたします。

これまでも河川レンジャー等示されておりまして、高く評価しておりますが、これに加えて、さらに多様な主体の自立的な参加の連携を引き出すような仕組み、さらにはそれらが地域の活性化につながっていくような仕組みを組み合わせることが重要課題だと思っております。

ここで申し上げます地域の活性化とは、持続可能な社会の実現と言いかえることはできませんけれども、流域の安全の確保、それから自然生態系や水循環の保全、そしてそこに住まう人々の暮らし、文化、経済活動、これらの豊さが一体となりまして実現されるものと認識をしております。

そういった観点から、参考資料1の372ページになりますけれども、市民からの意見といたしまして、淀川水系の多様な価値を再生と創造する淀川流域エコミュージアム構想というのを提案させて頂きました。説明は省きますけれども、国だけではなくて、我々自治体、それからNPOがパートナーシップによって取り組んでいくべきものですので、この場をお借りいたしまして関係各位に呼びかけも兼ねましてご提案させて頂きます。

なかなか不十分な点は多々ありますけれども、またご一読頂きまして、ご参考頂ければ幸いです。

以上です。

傍聴者(新保)

大阪自然環境保全協会の新保と申します。

先ほどの三重県の方の発言とちょっとダブるところがありますけれども、今、川上村の

白屋地区で起こっております大滝ダムの件と、川上ダムの件についての関連でちょっと発言させていただきます。

川上村白屋地区では、大滝ダムの試験湛水が始まって以来、地割れや石垣への亀裂、家屋の壁への亀裂等が発生し、それが拡大するようになってきました。この状況により、ダム湖の貯水水位上昇は停止されましたが、その後も地盤面や石垣のひび割れの拡大、新規発生、家屋の基礎の沈下と家屋の傾斜、壁のひび割れの拡大、さらに小規模な石垣の倒壊が発生するようになり、一部の家屋は明らかに危険な状態に陥るに至っています。貯水水位上昇を停止しても、現状は極めて危険なレベルに達していると思われ、多雨時の現況において、誠意ある緊急対策を行われているようには思えません。

なお、川上ダムの場合も、最大湛水時のサーチャージ水位は、標高 278mに設定されていますが、国土地理院 2万 5000 分の 1 の白地図をその気で見ますと、すぐ北隣りの桐ヶ丘団地の地盤は標高 270mから 280m程度と思われまます。つまり、尾根 1 つ挟んでダム湖と同じか、むしろ低い標高の団地が存在することになります。もし、この地域の地質が悪ければ、大滝ダムの二の舞のおそれもあるのではないかと、素人ながらも気になります。

国土交通省は、ダムをつくる根拠としての治水に関しては、人命に関する問題でなくても、ことごとく安全側をとるにもかかわらず、ダムの弊害については安全性の評価が極めて甘い、こういうことを私は思います。

以上です。

芦田委員長

今の問題は、流域委員会に直接関わるものではなくて、国土交通省の今抱えておられるかなりシビアな問題だと思いますけども、何か国土交通省の方で特に説明されることはありませんか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川情報管理官 西村）

大滝ダムのお話について少しお話を申し上げたいなと思っております。今ご指摘のように、大滝ダムにつきましては、4 月末頃から住家等に亀裂が入ったという状況でして、その原因等については検討委員会等を設置いたしまして、現在検討している状況です。調査等につきましても、調査の充実を図っております、現在ボーリング等の調査を実施しております、検討委員会等で今後検討して頂くことになっております。

我々としましては、住民の皆さま方の不安の解消のための措置につきましては、今、全力で行っているところです。一刻も早く正常なダムの運営ができるように、我々、全力で取り組んでまいりたいと思っております。

芦田委員長

その他ありませんか。

では、一般からの意見募集ということをこれで終わりたいのですけれども、皆さま、今までにたくさんのご意見を頂いております。いろいろな形で文書に、或いはこういう会議

の席、アンケートその他、非常に数多くのご意見を頂いております。それで非常に参考になるわけですが、それを今、庶務の方で全部整理しまして、それでその質問、或いは意見に対して、どのように我々対応しているかということ整理しているわけです。

そうした資料を、頂いた方々にもお送りしたいと思っておりますが、今後ともひとつご意見をよろしくお願ひしたいと思ひます。非常に参考になっております。

庶務の方、その他何かありますか。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

それでは、次回の委員会のお知らせだけ。

次回の委員会、7月12日土曜日の1時半の開催となります。場所は天津プリンスホテルを予定しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、一般傍聴の方々、資料3-3を最初にお配りをできなかつたのですが、受付の方に今ご用意できておりますので、受付の方でおとり頂きますようお願ひいたします。

以上です。

芦田委員長

それでは、これで会議を終わりたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

それでは、これにて淀川水系流域委員会第22回委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上

議事録承認について

第 13 回運営会議 (2002/7/16 開催) にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録 (案) 完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する (確認期間 2 週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1 週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。